

名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について

瑞穂公園に体育館を設置する等のため、名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和2年2月7日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 改正理由・内容

瑞穂公園に体育館を設置し、利用料金の基準額等を設定するとともに、当該施設の指定管理者選定を非公募で行うことについて、規定を整備します。

また、題名を「名古屋市瑞穂公園条例」に改め、瑞穂公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の特例その他必要な事項を定めます。

2 関係条例の整理

題名の改正に伴い、次の条例の規定を整理します。

- (1) 名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号）
- (2) 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）
- (3) 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）
- (4) 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）
- (5) 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）

3 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

4 条例案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

令和2年第 号議案

名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例

(名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正)

第1条 名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市瑞穂公園条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興に寄与するとともに、市民に憩いとやすらぎの場を提供するため、瑞穂公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）の特例その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条の見出しを「（有料公園施設）」に改め、同条中「、市民のスポー

ツ及びレクリエーション活動の振興に寄与するため」を削り、同条第5号中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

瑞穂公園の有料公園施設（都市公園条例第2条第4項に規定する有料公園施設をいう。）（以下「瑞穂運動場」という。）は、次の表のとおりとする。

瑞穂運動場	陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、弓道場、アーチェリー場、テニスコート、練習プール、屋内プール、トレーニング室、宿泊研修室及び駐車場並びにこれらの附属設備
-------	--

第3条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同項第3号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設をいう。）（以下「瑞穂公園施設」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条ただし書、第6条の2第1項及び第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「みだした」を「乱した」に、「みだす」を「乱す」に改める。

第9条の2中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に、「大型映像装置及び電光表示装置」を「附属設備」に、「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会の」を「市長の」に改める。

第10条中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に改める。

第11条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「瑞穂運動場」を「瑞穂公

園施設」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第 2 項中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に、「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第 3 項中「委員会」を「市長」に改め、同項第 2 号中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に改め、同項第 4 号中「瑞穂運動場」を「市民に憩いとやすらぎの場を提供するため、瑞穂公園」に改め、同項第 7 号を削り、同条第 4 項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第 1 項中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に、「休場日」を「供用月日」に改め、同条第 2 項中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に、「休場日」を「供用月日」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第 3 項中「委員会」を「市長」に、「休場日に開場し、又は」を「供用月日以外の日及び」に改める。

第13条第 4 号中「委員会」を「市長」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 瑞穂公園施設を一般の利用に供すること。

第14条中「委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 1 中

「

プール	練習プール
	屋内プール

」を「

練習プール
屋内プール

」に改め、同

表備考中「委員会」を「市長」に改める。

別表第 2 中

プール	練習プー ル	を	練習プー ル	に改める。
	屋内プー ル		屋内プー ル	

(名古屋市瑞穂公園条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市瑞穂公園条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「野球場」の次に「、体育館」を加える。

別表第 1 の表の前に次のように加える。

専用使用（体育館を除く。）

別表第 1 に次の 1 表を加える。

専用使用（体育館に限る。）

使用区分	利 用 料 金 の 基 準 額						
	区 分		午 前	午後 1	午後 2	夜 間	延長 (30 分当たり)
第 1 競 技 場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	8,900 円	8,900 円	8,900 円	12,900 円	2,200 円
		その他の場合	44,500 円	44,500 円	44,500 円	64,500 円	11,000 円
第 2 競 技 場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	4,600 円	4,600 円	4,600 円	6,800 円	1,200 円
		その他の場合	23,000 円	23,000 円	23,000 円	34,000 円	6,000 円
第 1 競 技 場 又 は 第 2 競 技 場	一部を専用する場合	バスケットボール（コート 1 面につき）	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
		バレーボール（コート 1 面につき）	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
		テニス（コート 1 面につき）	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
		バドミントン（コート 1 面につき）	800 円	800 円	800 円	1,000 円	
		卓球（コート 1 面につき）	500 円	500 円	500 円	600 円	
		その他スポーツ（400 平方メートル以内につき）	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,900 円	
第 3 競 技 場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,500 円	3,500 円	3,500 円	5,200 円	900 円
		その他の場合	17,500 円	17,500 円	17,500 円	26,000 円	4,500 円
	2 分の 1 を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,750 円	1,750 円	1,750 円	2,600 円	
		その他の場合	8,750 円	8,750 円	8,750 円	13,000 円	
会議室（1 室につき）			1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,100 円	200 円

備考	
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。	
(1) 午 前	午前9時から正午まで
(2) 午後1	正午から午後3時まで
(3) 午後2	午後3時から午後6時まで
(4) 夜 間	午後6時から午後9時まで
2 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、延長の欄に定める額とする。	
3 第1競技場、第2競技場又は第3競技場の全面を専用使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの利用料金の基準額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。	
4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に第1競技場、第2競技場又は第3競技場の全面を専用使用する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額又は前号に定める額にそれぞれその額の1割相当額を加算した額とする。	
5 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。	

別表第 2 中

「

北陸上競技場	100 円 (200 円)	11回分 1,000 円 (2,000 円)	
--------	------------------	------------------------------	--

」

を

「

北陸上競技場		100 円 (200 円)	11回分 1,000 円 (2,000 円)	
体育館	第 3 競技場	100 円 (200 円)	11回分 1,000 円 (2,000 円)	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 1 条及び次項から附則第 6 項までの規定は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）までに第 2 条の規定により新たに設置される施設（以下「新施設」という。）の指定管理者の指定をしようとする場合は、第 2 条の規定による改正後の名古屋市瑞穂公園条例（以下「新条例」という。）第11条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、同条第 3 項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを

選定することができる。

- 3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第11条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 新条例の規定に基づく許可の申請その他新施設を使用するために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 5 一部施行日前に第1条の規定による改正前の名古屋市瑞穂運動場条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は一部施行日前に現に旧条例の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれ第1条の規定による改正後の名古屋市瑞穂公園条例の相当の規定によりされたものとみなす。

（名古屋市総合体育館条例等の一部改正）

- 6 次に掲げる条例の規定中「名古屋市瑞穂運動場条例」を「名古屋市瑞穂公園条例」に改める。
 - (1) 名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号）第6条の2第3項の表
 - (2) 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第5条の5第3項の表
 - (3) 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第5条の2第3項第3号
 - (4) 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第5条の2第3項第4号
 - (5) 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第8条の2第3項の表

（理 由）

この案を提出したのは、瑞穂公園に体育館を設置する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

- 1 名古屋市瑞穂公園条例
名古屋市瑞穂運動場条例 (抜すい (第 1 条に係る部分に限る。))

(目的)
(趣旨)

第 1 条 この条例は、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興に寄与
名古屋市都市公園条例 (昭和34年名古屋市条例第15号。
するとともに、市民に憩いとやすらぎの場を提供するため、瑞穂公園の設置
以下「都市公園条例」という。)に基づき瑞穂公園に設置する次表に掲げる
及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例 (昭和34年名古屋市条例第15号。
有料公園施設 (以下「瑞穂運動場」という。)の管理運営等について必要な
以下「都市公園条例」という。)の特例その他必要な事項を定めることを目
的とする。

瑞穂公園	陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、弓道場、アーチェリー場、テニスコート、プール、トレーニング室、宿泊研修室及び駐車場並びにこれらの附属設備
------	--

- 2 この条例に定めるもののほか、瑞穂運動場の管理については、都市公園条例の定めるところによる。
(有料公園施設)
(事業)

第 2 条 瑞穂公園の有料公園施設 (都市公園条例第 2 条第 4 項に規定する有料公園施設をいう。) (以下「瑞穂運動場」という。) は、次の表のとおりとする。

(略)

2 瑞穂運動場は、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興に寄与する

ため、次の事業を行う。

- (1) }
() } (略)
(4) }

(5) その他市長教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるスポーツ及びレクリエーションの普及及び振興のための事業
(使用の許可)

第3条 瑞穂運動場を使用しようとする者は、市長委員会の許可を受けなければならない。

2 市長委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
(2) (略)

(3) その他市長委員会において必要があると認めるとき。

3 市長委員会は、第1項の許可に際して、瑞穂運動場の管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第4条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第10条の規定により瑞穂公園の公園瑞穂運動場施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設をいう。）（以下「瑞穂公園施設」という。）の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長委員会の承認を得て定める期限までに

納付しなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表第 1 から別表第 3 までに定める基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定

管理者が^{市長}_{委員会}の承認を得て定める額とする。

- 4 (略)

(利用料金の減免)

第 5 条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条第 3 項の規定により定めた 1 回券の利用料金の額（駐車場の利用料金の額を除く。）から減免する。ただし、第 1 号に定める額を減免した後の利用料金の額が 100 円未満となる場合の利用料金の額は、100 円とする。

- (1) (略)

- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害

者手帳の交付を受けている者その他の^{規則}_{教育委員会規則}で定める者 当該利用料金の全額

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、^{市長}_{委員会}が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第 6 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、^{市長}_{委員会}が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(共通回数券及び共通定期券)

第 6 条の 2 瑞穂運動場の練習プール、屋内プール及びトレーニング室を使用

しようとする者は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、^{市長}_{委員会}が作成する練習プール、屋内プール及びトレーニング室に係る共通回数券並びに屋内プール及びトレーニング室に係る共通定期券（以下「共通券」と総称する。）を提出し、又は提示することによっても使用することができる。

- 2 }
3 } (略)

(特別の設備の設置等)

第7条 使用者は、瑞穂運動場の使用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長委員会の承認を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長委員会は、次の各号のいずれかに一に該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用の停止、原状回復のために必要な措置若しくは瑞穂運動場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) } (略)
(3) }

(4) 善良な風俗を乱したみだしたとき、又は乱すみだすおそれがあるとき。

(5) (略)

(広告の表示)

第9条の2 瑞穂運動場において、貼り紙はり紙、貼り札はり札その他の方法 (附属設備大型映像装置及び電光表示装置による場合を除く。) によって広告を表示しようとするときは、都市公園条例第4条第1項ただし書に規定する場合を除き、規則教育委員会規則で定めるところにより、市長委員会の許可を受けなければならない。

(指定管理者)

第10条 瑞穂公園施設瑞穂運動場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 市長委員会は、瑞穂公園施設瑞穂運動場の指定管理者の指定をしようとするときは、規則教育委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 瑞穂公園施設
瑞穂運動場の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則
教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長
委員会に提出しなければならない。

3 市長
委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、瑞穂公園施設
瑞穂運動場の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) (略)

(4) 指定管理者の指定を受けようとする者が、本市のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与し、市民に憩いとやすらぎの場を提供するため、瑞穂公園
瑞穂運動場の効用を最大限に発揮させる能力を有していること。

(5) }
(6) } (略)

(7) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同表右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

瑞穂運動場	名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）に基づき設置する瑞穂公園の公園施設（市長の定めるものを除く。）
-------	--

4 市長
委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、瑞穂公園施設
瑞穂運動場の供用月日
休場日及び供用時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項の瑞穂公園施設
瑞穂運動場の供用月日
休場日及び供用時間は、規則
教育委員会規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長委員会との協議により、供用休場
月日以外の日及び
日に開場し、又は供用時間以外の時間に供用することができる。

4 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 瑞穂公園施設を一般の利用に供すること。

(2)
(1)
(3)
(2)

(略)

(4) 瑞穂公園施設
(3) 瑞穂運動場の維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)
に關すること。

(5) その他市長
(4) 委員会が定める業務
(罰則)

第14条 第9条の規定による市長委員会の命令に違反した者に対しては、1万円以下
の過料を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則
教育委員会規則で定める。

別表第1

(略)
備考
1 (略)
2 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接 続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場合の 利用料金の基準額は、 <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。
3 入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の 利用料金の基準額は、この表に定める額又は前号に定める額に2(屋内プールを使 用する場合にあっては、3)を乗じて得た額以内で <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。
4 前号の規定にかかわらず、営利を目的とし、入場料等を徴収する場合の利用料金 の基準額は、この表に定める額又は第2号に定める額に2を乗じて得た額に入場料 等を徴収して得た収入の総額に100分の10以内で <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める率を乗じて得た額 を加算した額とする。

5}	(略)
6}	
7	<u>市長</u> は、必要に応じて、テニスコートを1時間を単位とする使用に供すること <u>委員会</u> ができるものとし、この場合の利用料金の基準額は、この表に定める額又は第3号 に定める額の2分の1に相当する額とする。
8}	(略)
9}	
10	<u>市長</u> が指定する施設に係る夜間照明のための電気料金については、指定管理者 <u>委員会</u> が <u>市長</u> <u>委員会</u> の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。
11	その他の附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに <u>市長</u> <u>委員会</u> が定める額とする。

2 名古屋市瑞穂公園条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

（有料公園施設）

第2条 瑞穂公園の有料公園施設（都市公園条例第2条第4項に規定する有料公園施設をいう。）（以下「瑞穂運動場」という。）は、次の表のとおりとする。

瑞穂運動場	陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、 <u>体育館</u> 、相撲場、弓道場、アーチェリー場、テニスコート、練習プール、屋内プール、トレーニング室、宿泊研修室及び駐車場並びにこれらの附属設備
-------	---

2 (略)

別表第1

専用使用（体育館を除く。）

(略)

専用使用（体育館に限る。）

(略)

別表第2

使用区分	利用料金の基準額		
	1回券	回数券	定期券
(略)			

体育館	第3競技 場	<u>100 円</u> <u>(200 円)</u>	<u>11回分</u> <u>1,000 円</u> <u>(2,000 円)</u>	
(略)				

3 名古屋市総合体育館条例（抜すい）

（共通回数券及び共通定期券）

第6条の2 （略）

2 （略）

3 第1項の共通券は、次の表の左欄に掲げる使用区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる条例の相当する使用区分の共通券として使用することができる。

25メートル 温水プール	名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号） <u>名古屋市瑞穂公園条例</u> 名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号） 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）
トレーニング 室	名古屋市体育館条例 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号） <u>名古屋市瑞穂公園条例</u> 名古屋市瑞穂運動場条例 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号） 名古屋市プール条例

4 名古屋市体育館条例（抜すい）

（共通回数券及び共通定期券）

第5条の5 （略）

2 （略）

- 3 第1項の共通券（弓道練習場に係る共通定期券を除く。）は、次の表の左欄に掲げる使用区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる条例の相当する使用区分の共通券として使用することができる。

プール	名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号） <u>名古屋市瑞穂公園条例</u> 名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号） 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）
トレーニング室	名古屋市総合体育館条例 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号） <u>名古屋市瑞穂公園条例</u> 名古屋市瑞穂運動場条例 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号） 名古屋市プール条例

- 5 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（抜すい）

（共通回数券及び共通定期券）

第5条の2 （略）

2 （略）

- 3 第1項の共通券は、次に掲げる条例の相当する使用区分の共通券として使用することができる。

(1) }
(2) } （略）

(3) 名古屋市瑞穂公園条例
名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）

(4) }
(5) } （略）

- 6 名古屋市志段味スポーツランド条例（抜すい）

(共通回数券及び共通定期券)

第 5 条の 2 (略)

2 (略)

3 第 1 項の共通券は、次に掲げる条例の相当する使用区分の共通券として使用することができる。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) 名古屋市瑞穂公園条例
名古屋市瑞穂運動場条例 (昭和59年名古屋市条例第24号)

(5) (略)

7 名古屋市プール条例 (抜すい)

第 8 条の 2 (略)

2 (略)

3 第 1 項の共通券は、次の表の左欄に掲げる使用区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる条例の相当する使用区分の共通券として使用することができる。

練習プール	<u>名古屋市瑞穂公園条例</u> <u>名古屋市瑞穂運動場条例</u> (昭和59年名古屋市条例第24号)
屋内プール	名古屋市総合体育館条例 (昭和62年名古屋市条例第 6 号) 名古屋市体育館条例 (昭和26年名古屋市条例第54号) <u>名古屋市瑞穂公園条例</u> <u>名古屋市瑞穂運動場条例</u>
トレーニング室	名古屋市総合体育館条例 名古屋市体育館条例 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例 (昭和58年名古屋市条例第14号) <u>名古屋市瑞穂公園条例</u> <u>名古屋市瑞穂運動場条例</u>

名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例
第29号）